

平成 20 年 11 月 17 日
資源環境部リサイクル清掃課

ごみ集積所での資源持ち去り対策について

1 趣 旨

古紙・びん・缶などの資源ごみについては、リサイクルを推進するため、他の可燃ごみ、不燃ごみとは分別して収集しています。

しかし、これら資源ごみは、一部不正に持ち去られているため、清掃事務所職員によりパトロールを実施しているところですが、持ち去り行為が一向に無くならない状況です。

そこで、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源ごみ持ち去り禁止及び罰則規定を設け、持ち去り対策を強化します。

2 他区の状況

23区で持ち去り禁止を条例で規制している区は8月現在10区あります。そのうち、世田谷区など5区は、資源ごみ持ち去り行為を禁止しており、杉並区など5区は、資源ごみに所有権があるとしています。

なお、世田谷区では、条例で罰則規定を設け、持ち去り行為を行った者を告発し、平成20年7月の最高裁決定において、起訴された全ての者の有罪が確定しました。

3 条例の基本的な考え方（案）

世田谷区での最高裁決定を踏まえ、以下の内容で条例改正を検討します。

- (1) ごみ集積所に出された古紙等の資源は、区長又は区長が指定する者以外の者は、収集又は運搬してはならない。
- (2) 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
- (3) 上記(2)の命令に違反した者に対し、罰則（20万円以下の罰金）を適用して実効性を確保する。

4 ご意見をお寄せください

ご意見は、住所・氏名を記入のうえ、郵送・FAX・電子メール（区ホームページから送信可）で下記へお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理したうえで、個人情報を除き公開する予定です。なお、いただいたご意見に対して個別の回答は行いません。

○募集期間 11月17日（月）～12月16日（火）

○送付先 〒112-8555 文京区リサイクル清掃課清掃事業係

☎（5803）1184 FAX（5803）1356